

資 料

（我が国の財政状況）

目

次

・平成19年度一般会計予算の概要	1
・一般会計における歳出・歳入の推移	2
・公債残高の累増	3
・財政収支・債務残高の国際比較	4
・国と地方の債務残高及び債務残高税收比の比較	5
・国・地方の税財源配分の推移	6
・国と地方の一般歳出の伸び	7
・国税（一般会計）、地方税收の推移	8
・国と地方の長期債務残高の推移	9
・国と地方の基礎的財政収支の推移	10
・国と地方の財政状況（19.5.25 経済財政諮問会議 尾身議員提出資料）	11

平成19年度一般会計予算の概要

一般会計歳出

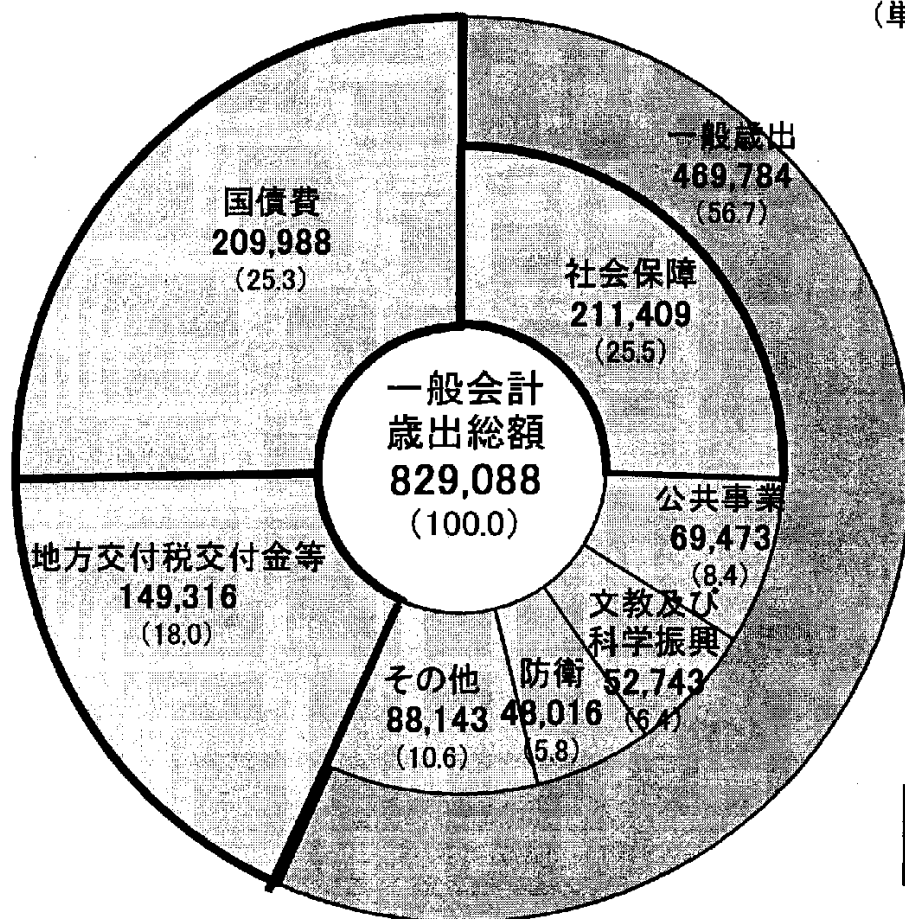
・社会保障関係費(21.1兆円)、国債費(21.0兆円)、地方交付税交付金等(14.9兆円)の三大経費で全体の約3分の2を占める。

一般会計歳入

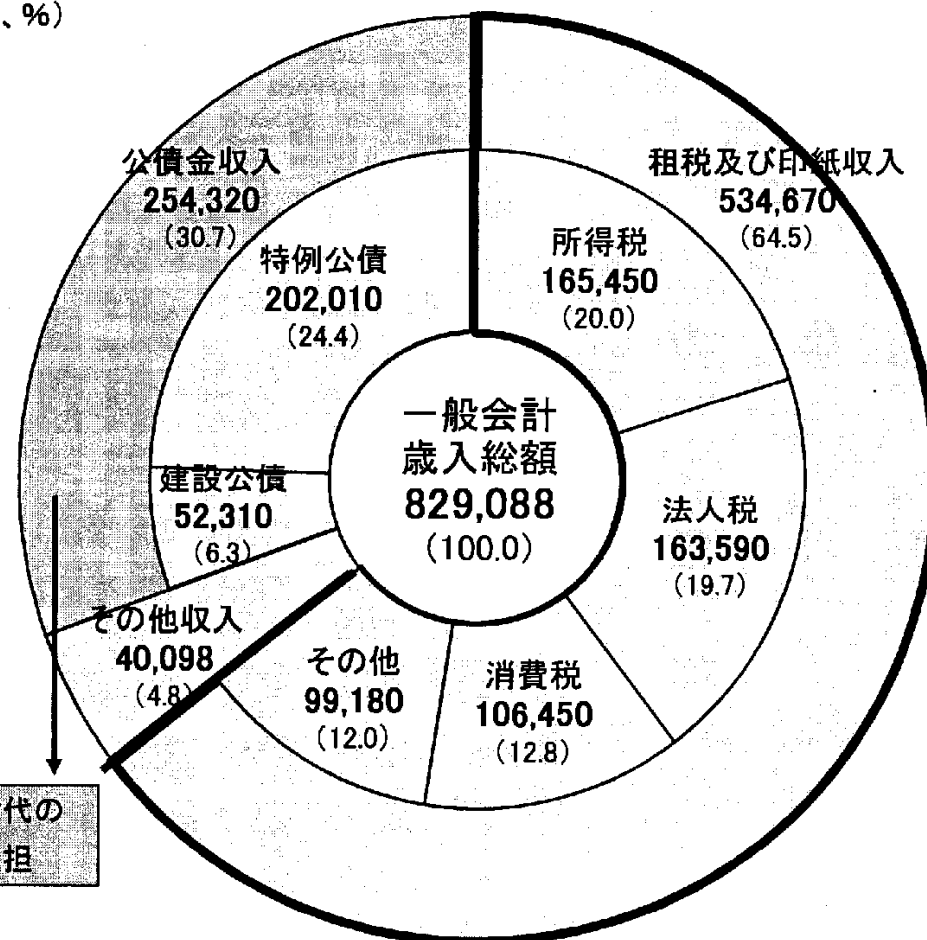
・租税及び印紙収入は6割強
・残りのうち25兆円程度(約30.7%)が公債金収入

歳出

(単位: 億円、%)

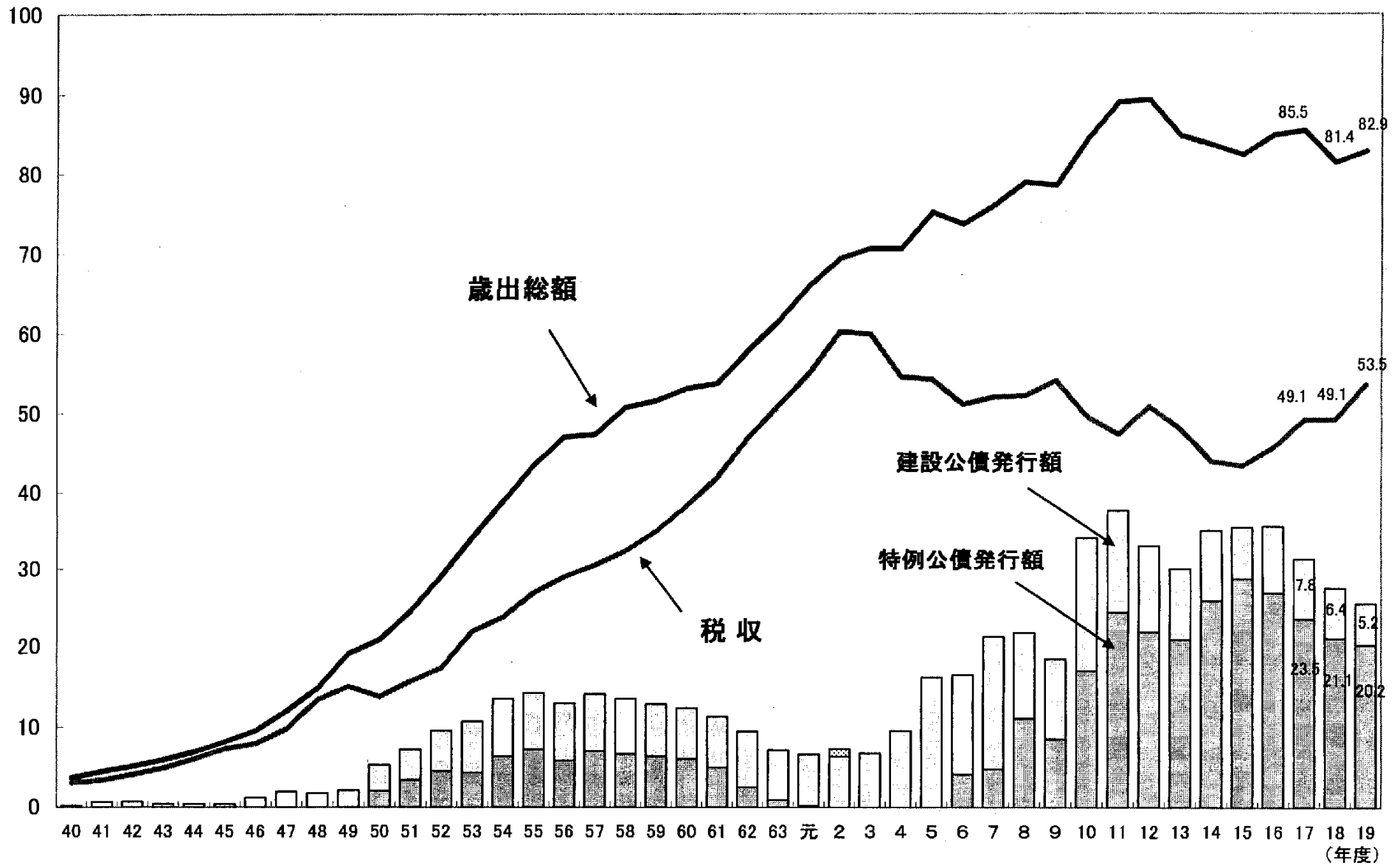


歳入

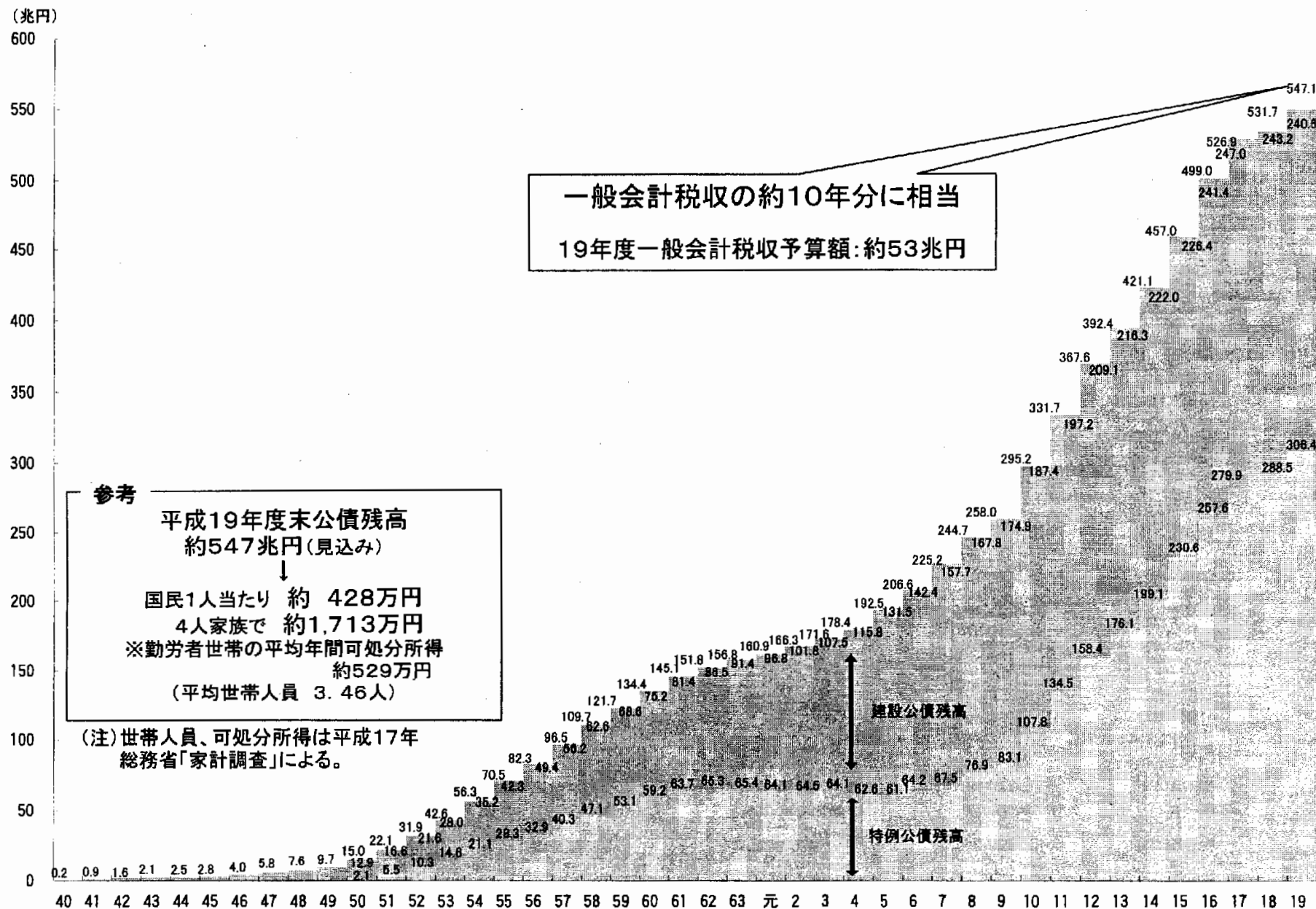


一般会計における歳出・歳入の推移

(兆円)



公債残高の累増



(注) 1. 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、19年度は見込み。

2. 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債を含む。

3. 19年度の翌年度借換のための前倒償限度額を除いた額は、527兆円程度。

(年度)

財政収支・債務残高の国際比較

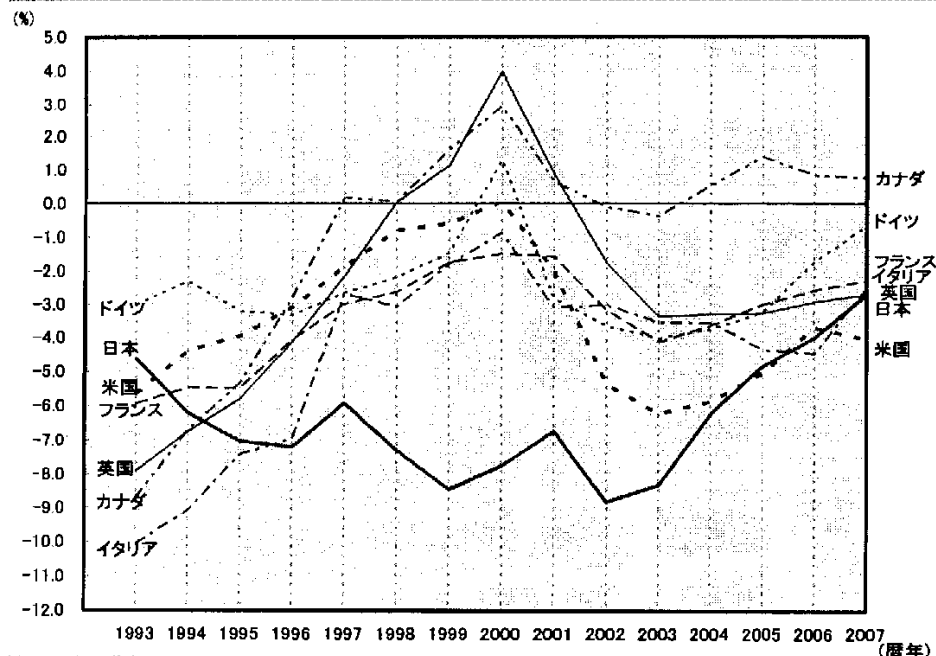
90年代初頭の財政悪化を受けて、主要先進国はその後財政健全化に着実に取り組んだ。
 その中でも、イタリア・カナダは社会保障制度改革等によりとりわけ大幅な財政健全化を達成した。

財政収支の国際比較(対GDP比)

(暦年)	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
日本	▲4.6	▲6.2	▲7.0	▲7.2	▲5.9	▲7.3	▲8.5	▲7.8	▲6.7	▲8.8	▲8.3	▲8.2	▲4.8	▲4.0	▲2.7
米国	▲5.6	▲4.4	▲3.9	▲3.1	▲1.9	▲0.8	▲0.6	0.1	▲2.0	▲5.4	▲6.2	▲5.9	▲5.0	▲3.7	▲4.1
英国	▲7.9	▲6.8	▲5.8	▲4.1	▲2.1	0.1	1.2	4.0	0.9	▲1.7	▲3.4	▲3.3	▲3.3	▲2.9	▲2.7
ドイツ	▲3.0	▲2.3	▲3.2	▲3.3	▲2.6	▲2.2	▲1.5	1.3	▲2.8	▲3.6	▲4.0	▲3.7	▲3.2	▲1.7	▲0.7
フランス	▲5.9	▲5.5	▲5.5	▲4.1	▲3.0	▲2.6	▲1.7	▲1.5	▲1.6	▲3.2	▲4.1	▲3.6	▲3.0	▲2.6	▲2.3
イタリア	▲10.1	▲9.1	▲7.4	▲7.0	▲2.7	▲3.1	▲1.8	▲0.9	▲3.1	▲3.0	▲3.5	▲3.5	▲4.3	▲4.5	▲2.5
カナダ	▲8.7	▲6.7	▲5.3	▲2.8	0.2	0.1	1.6	2.9	0.7	▲0.1	▲0.4	0.5	1.4	0.8	0.9

※ 出典: OECD/エコノミック・アウトLOOK[81号(2007年6月)]。計数はSNAベース、一般政府。ただし、修正積立方式の年金制度を有する日本及び米国は、実質的に将来の債務と考えられる社会保障基金を除いた値。仮にこれを含めれば、以下のとおり。

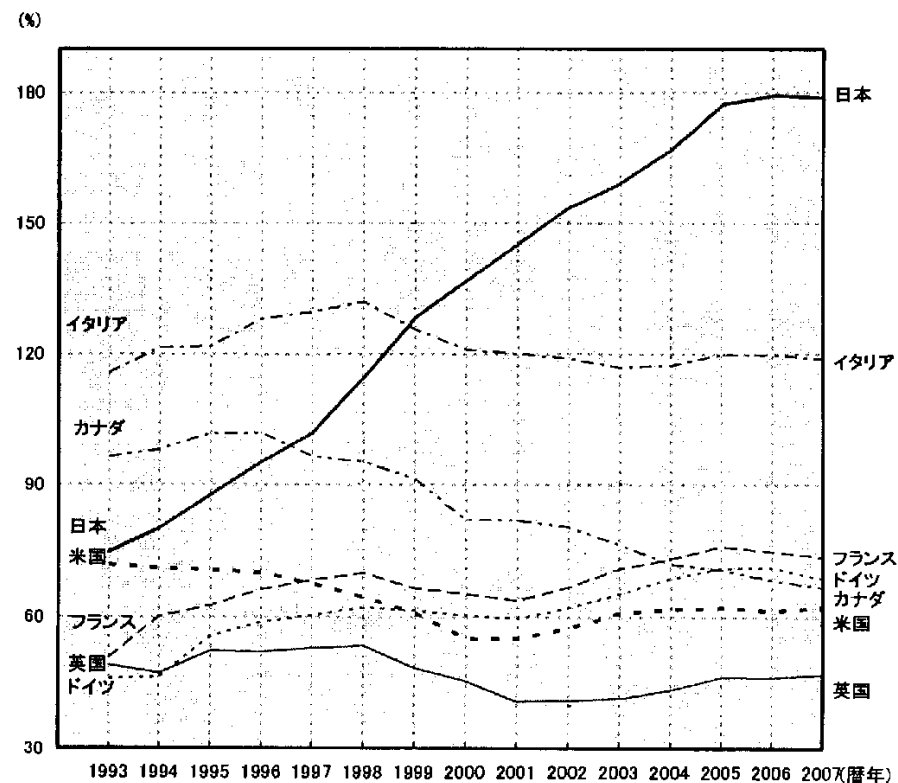
(暦年)	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
日本	▲2.4	▲4.2	▲5.1	▲5.1	▲4.0	▲5.8	▲7.4	▲7.6	▲6.3	▲8.0	▲7.9	▲6.2	▲4.8	▲4.2	▲3.2
米国	▲4.9	▲3.6	▲3.1	▲2.2	▲0.8	0.4	0.9	1.6	▲0.4	▲3.8	▲4.8	▲4.6	▲3.7	▲2.3	▲2.7



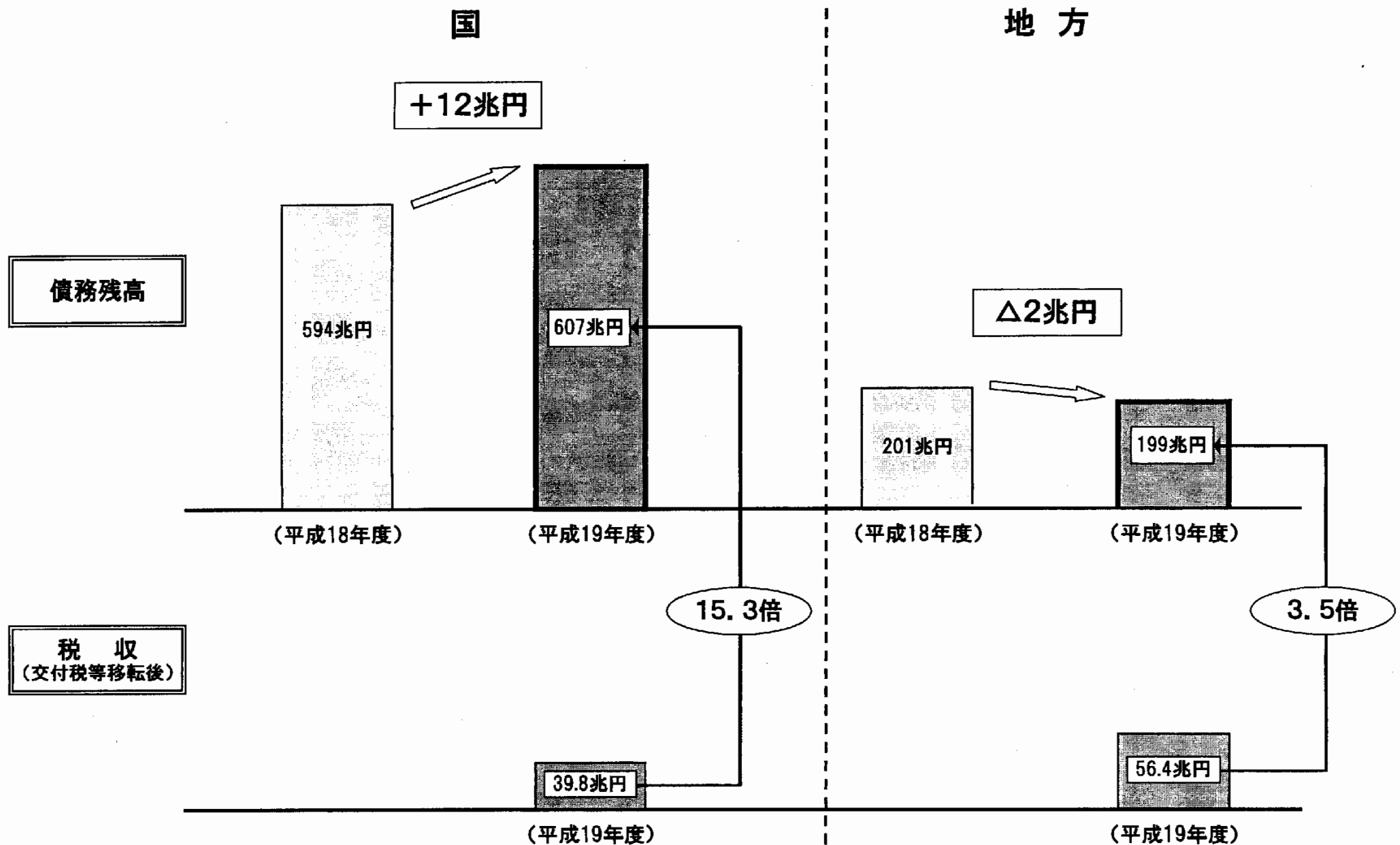
債務残高の国際比較(対GDP比)

(暦年)	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
日本	74.7	80.2	87.6	95.0	101.6	114.3	128.3	136.7	145.1	153.6	159.5	167.1	177.3	179.3	179.0
米国	71.9	71.1	70.7	70.0	67.6	64.5	61.0	55.2	55.2	57.6	61.0	61.8	62.2	61.5	62.4
英国	49.3	47.5	52.4	52.2	53.0	53.6	48.5	45.7	41.0	41.3	41.8	43.7	46.6	46.6	47.2
ドイツ	48.2	46.8	55.7	58.9	60.4	62.2	61.5	60.4	59.7	62.1	65.4	68.8	71.1	71.4	68.8
フランス	51.0	60.2	62.6	66.3	68.4	69.9	66.5	65.2	63.8	66.8	71.0	73.3	76.1	75.0	73.7
イタリア	115.8	121.4	121.8	128.1	129.7	132.0	125.7	121.0	120.1	119.0	116.9	117.3	120.0	119.9	118.9
カナダ	96.3	98.0	101.6	101.7	96.3	95.2	91.4	82.1	82.1	80.6	76.5	72.1	70.8	68.5	66.8

※ 出典: OECD/エコノミック・アウトLOOK[81号(2007年6月)]。計数はSNAベース、一般政府。



国と地方の債務残高及び債務残高税収比の比較

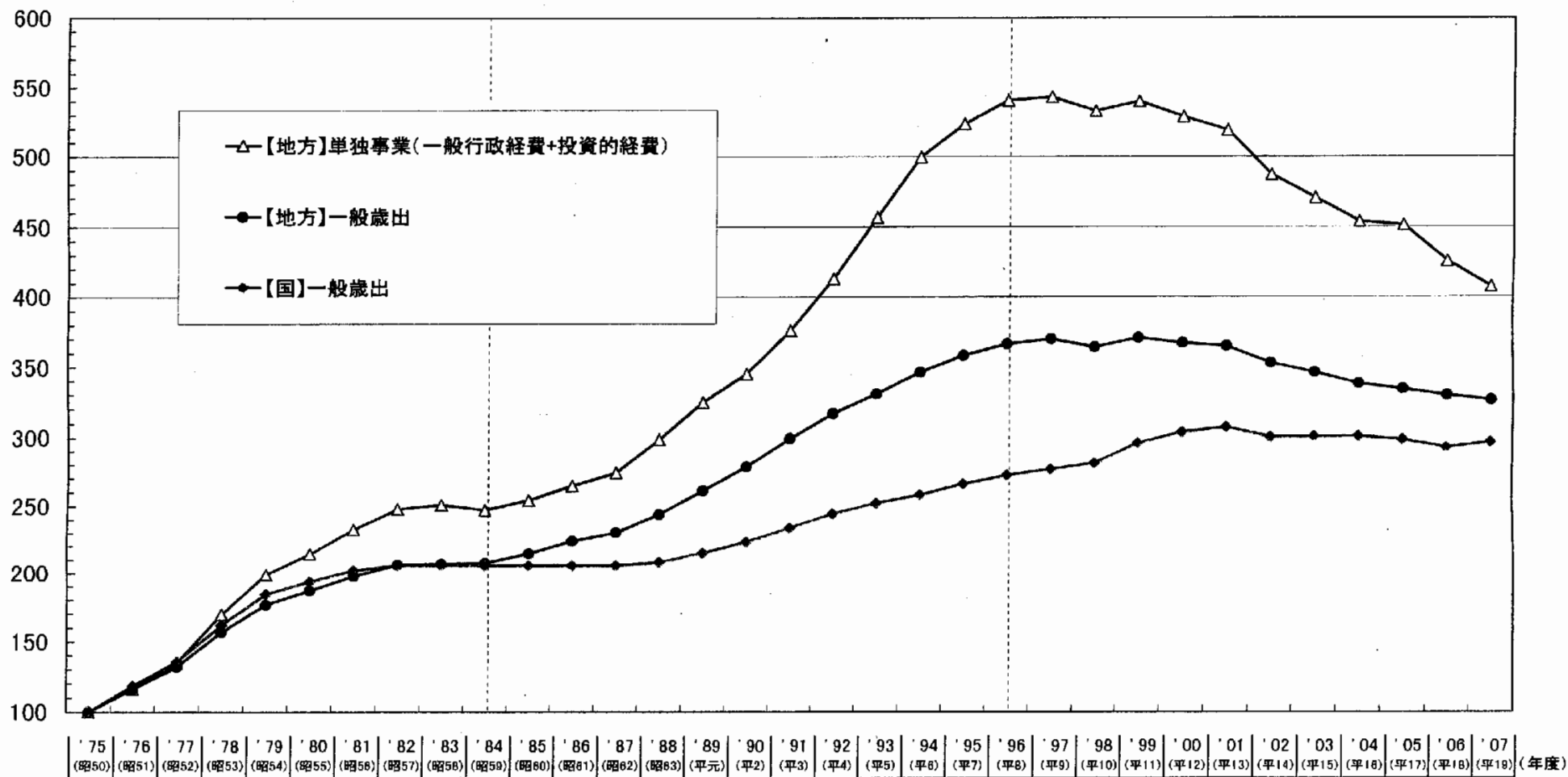


国・地方の税財源配分の推移

年 度	租税総額の割合(%)		移転後実質的割合(%)	
	国税	地方税	国	地方
1954 (S29)	71.8	28.2	60.4	39.6
1967 (S42)	67.2	32.8	51.2	48.8
1987 (S62)	63.7	36.3	48.7	51.3
2007 (H19)	57.3	42.7	41.3	58.7

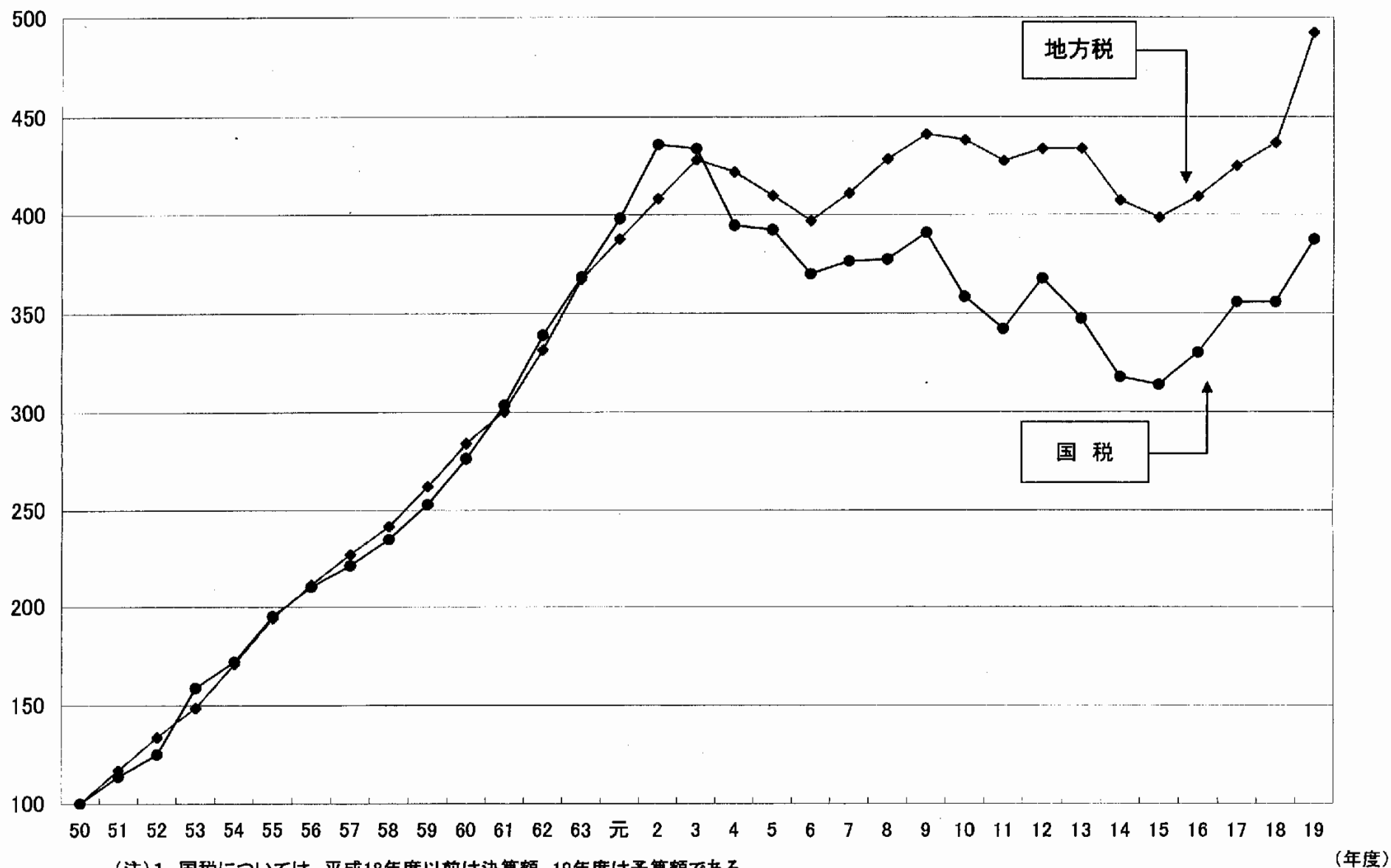
(注) 「移転後の実質割合」は、地方交付税（法定率分）及び譲与税の移転後の税財源の割合。

国と地方の一般歳出の伸び(1975(昭50)年度=100)(当初)



(指数)

国税(一般会計)、地方税収の推移 (昭和50年度=100)

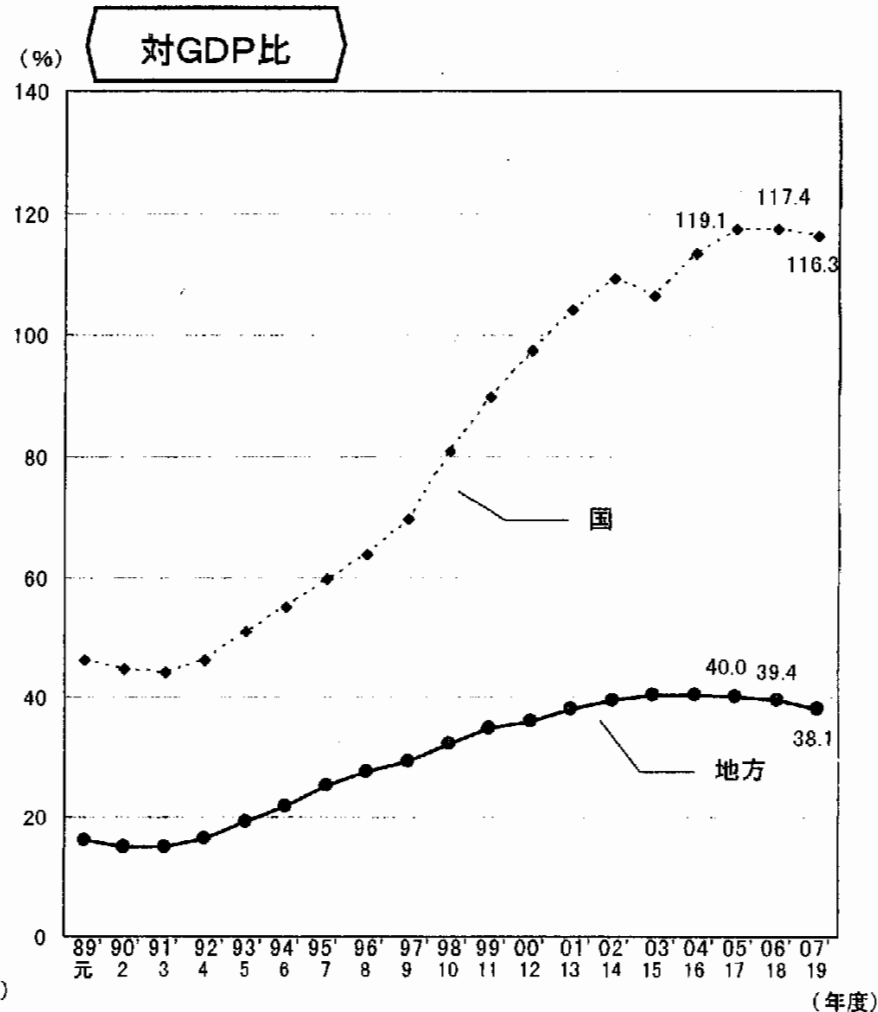
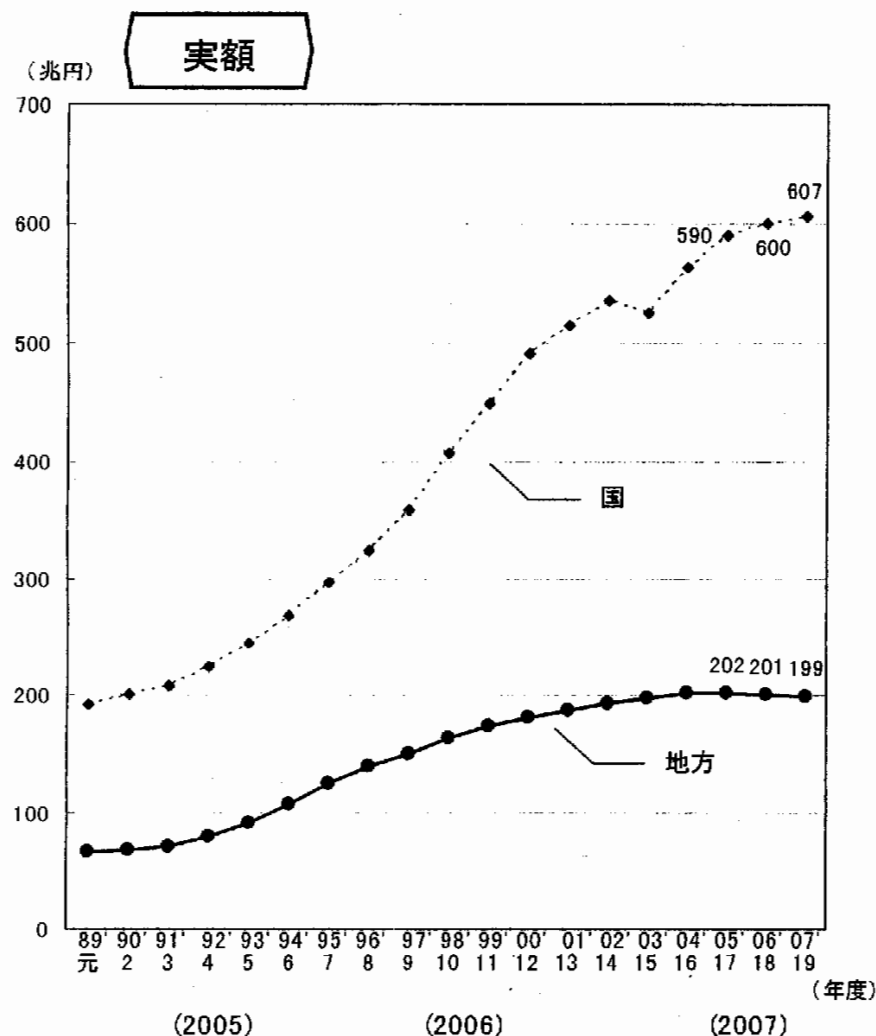


(注) 1. 国税については、平成18年度以前は決算額、19年度は予算額である。

2. 地方税については、平成17年度以前は決算額、18年度は速報値、19年度は地方財政計画額である。

3. 平成16年度から平成18年度までは所得譲与税を含まない。

国と地方の長期債務残高の推移



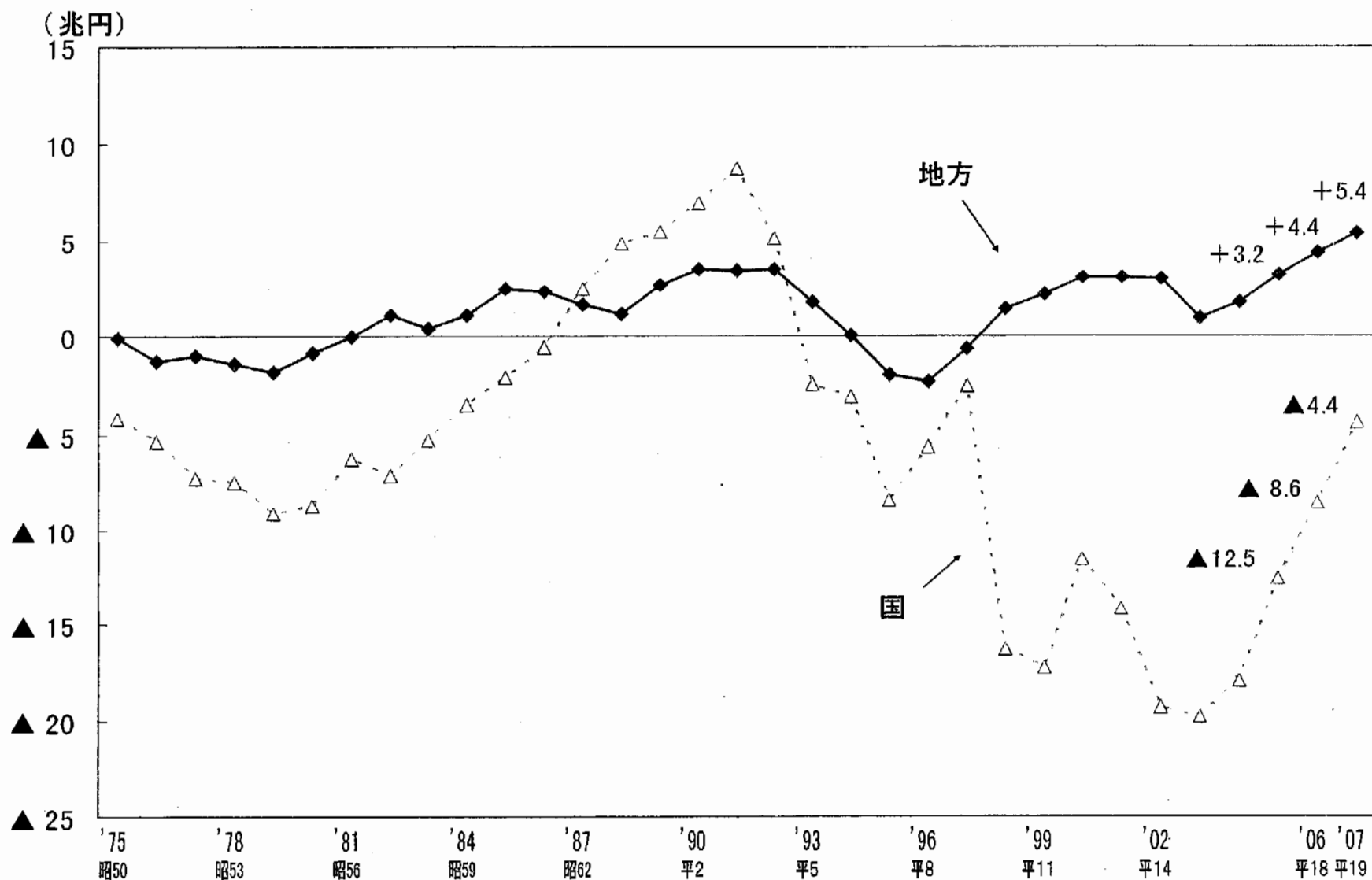
(注) 1. 平成17年度までは決算額、18年度は補正後予算額、19年度は予算額である。

2. GDPは、18年度は実績見込み、19年度は政府見通し。

(2006)

(2007)

国と地方の基礎的財政収支の推移



(注) 1. 国:「国債費－公債金収入」(一般会計)(2005(平17)年度までは決算ベース、2006(平18)年度は補正予算ベース、2007(平19)年度は当初予算ベース)
 2. 地方:「(公債費＋公営企業繰出金のうち企業債償還費)－地方債」
 (地方財政計画ベース)、2007(平19)年度は概数。

1. 国と地方の財政状況

○国は総体としての地方よりも極めて厳しい財政状況。
地方も国と同様の厳しい歳出改革を行い、地方交付税を抑制する必要。

◆ 国と地方の債務残高と税収の比率 (平成19年度)

	債務残高	税 収	債務残高の税収 に対する比率
国	607兆円	39.8兆円	15.3倍
地方	199兆円	56.4兆円	3.5倍

◆ 国と地方のプライマリーバランス (平成19年度)

国	▲ 4.4兆円	地方	+ 5.4兆円
---	---------	----	---------

◆ 国と地方の債務残高の増減

	18年度	19年度予算	増 減 額
国	594兆円	607兆円	+12兆円
地方	201兆円	199兆円	▲ 2兆円

○個別地方団体間では大きな財政力格差が存在。
東京の財源超過額は1.4兆円で、財政力指数下位8県の財源不足額とほぼ同額。

◆ 財源超過団体 (2団体) (平成18年度)

	財源超過額
東京都及び23区	1兆4,292億円
愛 知 県	215億円

◆ 財源不足団体 (45団体)

財政力指数下位8県合計 ▲ 14,469 億円 (平成18年度)

	財源不足額		財源不足額
① 島 根 県	▲ 1,805億円	⑤ 秋 田 県	▲ 1,996億円
② 高 知 県	▲ 1,686億円	⑥ 宮 崎 県	▲ 1,851億円
③ 鳥 取 県	▲ 1,268億円	⑦ 沖 縄 県	▲ 1,938億円
④ 長 崎 県	▲ 2,307億円	⑧ 和歌山県	▲ 1,618億円

2. 地域間の財政力格差問題への対応

- 上記1の状況の下で、地域間の財政力格差問題は、地方団体間の調整で対応するとの基本的な考え方に立った上で、検討を進めるべき。
- 地域間の財政力格差の最大要因は、地方法人二税の税収が偏在していること（最大/最小：6.5倍）。このため、財政力格差を是正するには、偏在の原因である地方法人二税自体の配分の見直しを検討することが重要。

3. 地方消費税を含めた消費税のあり方

- 消費税の国分（交付税分を除く）の税収は、予算総則により「福祉目的化」され、年金・老人医療・介護の経費に充てられている。今後、少子高齢化が進む中で、社会保障給付や少子化対策に要する費用などを踏まえると、消費税は極めて重要な税目。
- 地方消費税を含めた消費税のあり方については、国・地方の財政状況や消費税の使途等を踏まえ、秋以降の税制改革全体の中で検討すべき課題。

4. 国と地方の税収比について

- どの税目であれ地方税源を拡大すれば、財源超過団体の税収が一層増加してしまう。また、国は総体としての地方よりも極めて厳しい財政状況。従って、国と地方の税収比については、あらかじめ数値を先に設定して取り組むべきものではない。
- 国と地方の業務量の比率(4:6)と税収比率(6:4)との差は、地方交付税などで賄われており、地方に必要な財源は確保されている。業務量の比率に税収比率を近付けるということは、
- ①地方税を拡大して、その分地方交付税などを削減することであり、
 - ②それにより、地域間の財政力格差は一層拡大することとなる。

